

平成 24 年度第 2 回長久手市都市計画審議会 議事録

議 事

1 開会

事務局（大橋都市計画課長補佐）

ただ今から、平成 24 年度第 2 回長久手市都市計画審議会を開催します。私は、本日、司会を担当させていただきます都市計画課の大橋でございます。よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

事務局（大橋都市計画課長補佐）

開会に先立ちまして、建設部長の鎌倉よりご挨拶申し上げます。

【建設部長あいさつ】

鎌倉建設部長

まず、はじめにお手元の資料を確認させていただきます。本日の次第、平成 24 年度第 2 回長久手市都市計画審議会議案書、意見書の要旨、参考資料、以上になりますが、お揃いでしょうか。資料の不足、不備がありましたら、係の者が伺いますので、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

本日、宮崎委員と村山委員から欠席のご連絡をいただいております。なお、本日の会議は、委員 10 名中、2 分の 1 以上の 8 名の委員の皆様方にご出席をいただいております、長久手市都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第 6 条第 2 項により、成立いたします。

審議会の議長は、長久手市都市計画審議会運営規則（以下「運営規則」という。）第 4 条により会長が務めることになっておりますので、議事の進行をよろしくお願いいたします。

3 議案審議

（1）第 1 号議案から第 6 号議案までについて

瀬口哲夫議長

円滑な審議、進行にご協力を賜りますようお願いいたします。運営規則第 7 条第 1 項により、本日の審議会の議事録の署名者 2 名を指名します。市議会議員の浅井たつお委員と川合保生委員にお願いします。

それでは、審議に入りたいと思います。本日は、多数の議案について審議い

ただく予定です。第 1 号議案から第 6 号議案までは、「リニモ公園西駅周辺地区の市街化編入」に関わるものとなっておりますので、一括でご審議いただきます。ただし、第 2 号議案、第 4 号議案、第 6 号議案については、後程、説明する「地名変更の案件」にも関係する箇所があるため、該当箇所についても併せて、ご審議いただきます。

次に、第 7 号議案の「生産緑地地区の変更」について、ご審議いただき、最後に、「長久手町から長久手市になったことに伴う、都市計画の地名などの変更」案件である、第 8 号議案から第 15 号議案までを、一括でご審議いただきますので、よろしくお願いします。

それでは、第 1 号議案から第 6 号議案までについて、事務局の説明をお願いします。

事務局（川本都市計画課長）

第 1 号議案から第 6 号議案につきましては、関連する案件ですので一括して説明します。ただし、第 6 号議案につきましては、リニモ公園西駅周辺地区の他に、豊田中央研究所に関する説明もさせていただきます。下水道の案件でございます。

第 1 号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」と第 2 号議案「名古屋都市計画道路の変更について」は、愛知県が決定する都市計画であり、第 3 号議案「名古屋都市計画用途地域の変更について」から第 6 号議案「名古屋都市計画下水道の変更について」までは、長久手市が決定する都市計画でございます。

なお、第 1 号議案と第 2 号議案につきましては、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき、決定権者である愛知県から長久手市に対して、意見を求められているものでございます。

議案書は、1 ページから 36 ページでございます。これら 6 つの案件は、長久手市都市計画マスタープランにおいて、生活交流拠点を形成する計画となっている公園西駅周辺地区で、計画的な公共施設整備と良好な市街地整備を進めるために行う土地区画整理事業に関連する都市計画でございます。順次ご説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。

まずは、公園西駅周辺地区の位置をご説明いたします。この図面は、長久手市全域の都市計画基本図でございます。図面中央のオレンジ色 丸印が長久手市役所で、東西、画面上で左右に伸びる青の実線が主要地方道力石名古屋線、通称グリーンロードで、北西から南東、画面上で左上から右下に伸びる青の実

線が県道田名古屋線でございます。

また、東西、画面上で左右に伸びる黒の破線が東部丘陵線、通称リニモで、黒の丸印がリニモ公園西駅でございます。そして、この公園西駅をはさんで赤色の実線で囲んだ区域が、今回、土地区画整理事業を行おうとする公園西駅周辺地区でございます。

それでは、個別議案のご説明に入りますが、ここで1点お断り申し上げます。第1号議案から第6号議案につきましては、議案の内容により、まずは区域の関係で第1号、第3号、第5号、次に道路の関係で第4号、第2号、最後に下水道の関係で第6号といったように、順序を変えてご説明いたしますので、ご了承ください。

それではまず、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」です。都市計画区域は、市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」と、すでに市街地を形成している区域や、概ね10年以内に市街化を図るべき区域である「市街化区域」の2つの区域に区分されます。公園西駅周辺地区については、現在、市街化調整区域ですが、土地区画整理事業により計画的な市街化を図る区域として、公園西駅を中心とした東西にまたがる約20.6haを市街化区域に編入するものです。区域界については、道路や河川、モリコロパークといった地形地物や字界などにより、明確に区切ることができる位置としています。

続きまして、第3号議案「名古屋都市計画用途地域の変更について」をご説明いたします。今回の用途地域の変更は、土地区画整理事業の円滑な推進を図るため、暫定的に用途地域を指定し、建築物用途や容積率、建ぺい率などを規制することを目的として行うものです。このため、市街化区域に編入する約20.6haと同一の区域を、全て第一種低層住居専用地域に指定し、建ぺい率30%、容積率50%、建築物の高さを10mに制限します。なお、今後の土地区画整理事業の進捗に合わせて、用途地域の見直しを行う予定です。

続きまして、第5号議案「名古屋都市計画土地区画整理事業の決定について」をご説明いたします。都市計画における土地区画整理事業の決定とは、土地区画整理事業を行う区域を決定するものです。今回の決定においては、市街化区域に編入する約20.6haの区域と同一の区域となっております。

それでは次に、第4号議案「名古屋都市計画道路の変更について」をご説明いたします。今回の変更は、土地区画整理事業の施行区域を定めるにあたり、都市の基盤施設となる道路を定めるものです。土地区画整理事業により、新たに発生する交通の円滑な流れと、公園西駅へのアクセス機能を確保するため、都市計画道路田名古屋線から公園西駅を結ぶ約350mの市道、公園西駅南通り

線を、新たな都市計画道路として決定いたします。なお、公園西駅の東側には、約 3,500 m²の駅前広場を設ける計画となっております。公園西駅南通り線は、予想される交通量や道路構造令に基づき、片側 1 車線ずつの 2 車線道路とし、両側に車を停車できる停車帯を設けることとしております。また、歩道は自転車歩行者道とし、幅員を 3m、車道側に植樹帯を設け、全体の幅員を 18m とする計画となっております。

第 2 号議案の「名古屋都市計画道路の変更について」は、この公園西駅南通り線が、既存の都市計画道路である田糶名古屋線と結ばれることから、田糶名古屋線の交差箇所が 1 箇所増えることについての変更でございます。なお、田糶名古屋線との交差位置については、新規道路である公園西駅南通り線の縦断の勾配や香流川との交差角度、既存の信号交差点との距離を考慮した結果から決定したものでございます。

最後に、第 6 号議案「名古屋都市計画下水道の変更について」をご説明いたします。雨水計画及び污水計画ともに、赤色表示区域を処理区域として追加するものです。雨水・污水計画ともに、既決定約 697ha でありましたが、公園西駅周辺地区 20.6ha と、豊田中央研究所 29.4ha の合計 50ha を新たに追加し、約 747ha といたします。

公園西駅周辺地区に関する内容のご説明は以上でございますが、第 2 号、第 4 号、第 6 号議案につきましては、本日の議案の 3 つ目の内容に関連します「長久手町が長久手市になったことに伴う都市計画の地名などの変更について」も含まれておりますので、あわせてご説明いたします。これら 3 つの案件は、平成 24 年 1 月 4 日に、長久手町が長久手市になったことに伴い、地名を変更するものでございます。議案書とは別でお配りしております A3 サイズの「参考資料」の 3 ページから 6 ページをご覧ください。この資料は、議案書のうち変更箇所がわかるように新旧対照表としてまとめたものでございます。左側が旧の計画書を、右側が新の計画書を示しており、変更箇所として、変更前を青文字、変更後を赤文字で表示しております。3 ページをご覧ください。第 2 号議案の県決定の道路を例としてご説明いたします。表の最上段にあります名古屋瀬戸道路の終点部分について、右側変更前が「長久手町大字熊張字茨ヶ廻間」となっているものが、左側変更後では、「長久手市茨ヶ廻間」といったように、市となった後の住所となっております。第 4 号議案の市決定の道路と第 6 号議案の下水道についても、同様に地名を変更しております。

なお、この地名の変更と同時に、第 2 号議案では都市計画道路の名称を変更しているものがございます。幹線街路の最上段をご覧ください。右側は都市計

画道路の名称が「青少年公園線」ですが、左側は「愛・地球博記念公園線」となっております。これは、公園の名称自体が変更したことに伴って、道路の名称を変更するものでございます。議案の内容に関するご説明は以上でございます。

これらの案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、平成 24 年 8 月 10 日から 8 月 24 日まで間、公衆の縦覧に供しましたところ、8 通 7 名の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解をご説明いたします。

再度、A3 サイズの「参考資料」の 1、2 ページをご覧ください。提出された意見書の要旨を、内容によって、全般に関すること、道路、土地区画整理事業、その他の 4 つに分類いたしました。なお、今回提出された意見には、土地区画整理事業の事業計画に関する意見が含まれていますので、この点につきましては、スクリーンに示しております事業計画案に基づく設計図案を使って、補足しながらご説明を進めて参ります。

まずは、「1 全般に関することについて」をご説明いたします。意見書の要旨でございますが、「1-1 商業施設の必要性について」として、「当該地区に商業施設は必要ない。本地区から通うことが出来る商業施設は十二分にあり、地域特性を活かした環境重視のまちづくりを考える上で、交通渋滞や交通事故などを引き起こす大型商業施設を作る理由が見当たらない。」、「1-2 田畑の保存について」として、「この地域で農業を生きがいに行っている人もいるため、田畑の保存を考慮して欲しい。」、「1-3 都市計画マスタープランとの整合性について」として、「個々の住民の意思を十二分に尊重し、都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを進めて欲しい。」、「1-4 自然環境の保全について」として、「この地域の豊かな自然、景色、のどかさ、心地よさ、子供に自然のすばらしさを教えられる環境などを無くさないで欲しい。この地域で、都市計画を進めることによって、間違いなく、この豊かさが失われ、住み続けたいという土地でなくなる。」といった 4 件のご意見を頂いております。

ここで、これらの意見についての補足説明をいたします。

現在の事業計画案においては、画面左側のピンク色の部分を商業ゾーンとして設定しております。1 点目の意見にあります「商業施設」とは、この事業計画案に対する意見でございます。これらの意見に対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「長久手市都市計画マスタープランにおいて、公園西駅周辺地区は、民間活力を活用した商業施設の誘致や周辺の観光レクリエーション資源と連携したにぎわい機能の導入などにより、計画的な市街地整備を検討する

地区と位置付けられております。なお、土地区画整理事業にあたっては、いただいた御意見を参考にして、周辺環境に配慮した開発行為を誘導するとともに、水と緑が豊かな市街地の形成に努めて参ります。」という見解でございます。

次に、「2 道路について」をご説明いたします。「2-1 田柵名古屋線の交通渋滞について」に関する意見書の要旨でございますが、「田柵名古屋線に新たな信号交差点を設置することに反対である。現時点で、田柵名古屋線が朝夕に渋滞しているにも関わらず、信号を増やして渋滞を緩和できるとは思えない。」、「公園西駅南通り線の平成 37 年の交通量は 3,900 台/日と推計されているが、田柵名古屋線からの流入、流出が周辺地域の生活環境に影響を及ぼすと考えられるため、その対策を示して欲しい。」、「田柵名古屋線の渋滞緩和のために、公園西駅南通り線と田柵名古屋線との交差点を現計画よりも西側へ移動するとともに、三叉路ではなく十字路として、直進でグリーンロードの側道に接続できる計画とすべきである。」、「愛知万博開催時に三ヶ峯地区の住民が前熊東交差点を通過するのに 1 時間以上を要した事実がある。田柵名古屋線について、土地区画整理事業を実施し大型商業施設などを誘致した結果、既存住民の生活環境が著しく悪化する事態を避けるための対策を示して欲しい。例として、田柵名古屋線の片道 2 車線化や右折レーンの設置が挙げられる。」といった 4 件のご意見を頂いております。

ここで、これらの意見についての補足説明をいたします。只今、ご説明しました要旨のうち、3 点目の意見にあります「公園西駅南通り線と田柵名古屋線との交差点を現計画よりも西側へ移動する」ということにつきましては、現在、スクリーンでお示ししているようなイメージでございます。また、同じく 3 点目の意見にあります「三叉路ではなく十字路として、直進でグリーンロードの側道に接続できる」ということにつきましては、現在、スクリーンでお示ししているようなイメージでございます。4 点目の意見にあります「三ヶ峯地区の住民が前熊東交差点を通過する」ということにつきましては、「三ヶ峯地区」とは、田柵名古屋線を南東、画面上で右下の方向に進んだ位置にあり、「前熊東交差点」とは、現在、スクリーンでお示ししている位置でございます。

これらの意見に対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「公園西駅南通り線は、公園西駅の交通結節点機能の向上と、周辺の円滑な交通処理のために必要な道路であると考えております。なお、田柵名古屋線との交差点形状（三叉路）における交通処理につきましては、公園西駅周辺における開発を想定した交通解析を行い、現計画は適当であると考えています。また、田柵名古屋線との交差点の位置につきましても、両側の信号交差点（前熊東と愛・地

球博記念公園西口）との距離や、公園西駅南通り線の線形等の構造から検討した結果、現計画位置は適当であると考えています。なお、今回の土地区画整理事業による田糲名古屋線への交通の影響について、現時点では問題ないと考えております。ただし、今後、田糲名古屋線の改良が必要と判断された場合には道路管理者である愛知県に改良の要望を行なって参ります。」という見解でございます。

「2-2 駅前広場へのアクセスについて」に関する意見書の要旨でございますが、「神門前地区から公園西駅の駅前広場へアクセスできる道路を整備して欲しい。」というご意見を頂いております。この意見に対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「車道で両地区を結ぶためには、グリーンロードを立体交差する施設が必要になりますが、土地利用が制限されることなどから設置は困難です。しかし、神門前地区に自動車の一時停車スペースを設けた上で歩行者用の連絡通路を設置するなど、神門前地区と丸山・石場地区のアクセスが可能となるような手段については、今後、事業を実施する段階で検討していきます。」という見解でございます。なお、ただいまご説明しました見解にあります

「神門前地区に自動車の一時停車スペースを設けた上で歩行者用の連絡通路を設置する」ということにつきましては、現在、スクリーンでお示ししているようなイメージでございます。

「2-3 駅利用者用の駐停車場の整備について」に関する意見書の要旨でございますが、「グリーンロードの高架下道路とバス停スペースを利用し、神門前地区からの駅利用者用の駐停車場を整備して欲しい。」といったご意見を頂いております。また、「2-4 神門前地区への駅前広場などの設置について」に関する意見書の要旨でございますが、「神門前地区に駅前広場と取り付け道路が想定されていないため、神門前地区にも駅前広場と取り付け道路を設置して欲しい。」といったご意見を頂いております。ここで、これらの意見についての補足説明をいたします。1点目の意見にあります「グリーンロードの高架下道路とバス停スペース」とは、現在、スクリーンでお示ししている位置でございます。これらの意見に対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「グリーンロードの高架下道路とバス停スペースについては、交通安全上の観点から高架下のスペースに駐停車場を設置する計画はありません。なお、神門前地区に自動車の一時停車スペースを設けた上で歩行者用の連絡通路を設置するなど、神門前地区からのリニモ利用者が田糲名古屋線を利用しないで公園西駅へアクセスできるような手段が取れるよう、事業を実施する段階で検討していきます。」という見解でございます。

「2-5 駅前広場へのアクセス経路について」に関する意見書の要旨でございますが、「駅前広場への出入りの経路を複数化しアクセスの改善を図るため、グリーンロードの側道から駅前広場への導入路及び退出路を配置すべきである。」というご意見を頂いております。ここで、この意見についての補足説明をいたします。只今、ご説明しました要旨にあります「グリーンロードの側道から駅前広場への導入路及び退出路を配置」ということにつきましては、現在、スクリーンでお示ししているようなイメージでございます。

この意見に対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「駅前広場歩道部分における歩行者動線及び安全の観点から、導入・退出路を複数化することにより歩道を分断することは好ましくありません。また、1箇所での導入・退出にて安全で円滑な交通処理がされと考えております。以上のことから、本計画においては導入・退出路を1箇所としています。」といった見解でございます。

次に、「3 土地区画整理事業について」をご説明いたします。「3-1 区域界について」に関する意見書の要旨でございますが、「石場地区側の田籾名古屋線と香流川との間の地区を、なぜ区域に含めないのか。他の土地区画整理事業は、幹線道路で区域分けされている。」といったご意見を頂いております。ここで、この意見についての補足説明をいたします。只今、ご説明しました要旨にあります「石場地区側の田籾名古屋線と香流川との間の地区」ということにつきましては、現在、スクリーンでお示ししている部分でございます。

この意見に対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「今回は公園西駅周辺の20.6haを先行して整備を行います。田籾名古屋線と香流川の間の地区については、店舗等として一定の土地利用がなされており、農振農用地である今回の事業区域とは利用形態が異なるため、土地区画整理事業の区域に含めません。」という見解でございます。

「3-2 周辺道路の交通安全対策について」に関する意見書の要旨でございますが、周辺道路の交通安全対策に関して、「市内の他の土地区画整理事業を実施している区域の周辺では、住宅地内道路が抜け道として利用され、交通事故が多発している。区域内の利便性だけを考えるのではなく、区域外の周辺地区の道路等の整備も合わせて行って欲しい。」「大型商業施設を誘致することにより、周辺の生活道路に通り抜けの車が増えることが危惧され、お年寄りや子供たちの身の安全が脅かされる恐れがある。このことについての具体的な対策を示して欲しい。例として、愛知万博の際の迂回道路形式が挙げられる。」といった2件のご意見を頂いております。

これらの意見に対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「交通量の増加に対する安全対策につきましては、必要に応じて公安委員会などの関係機関と協議の上、事業を実施する段階で検討していきます。」という見解でございます。

「3-3 推定活断層について」に関する意見書の要旨でございますが、「区域の東側にはリニモに平行して推定活断層が存在しており、住人の安全確保や販売面での価格の低迷懸念など不安定要素が多く見受けられる。住宅以外の用途も十分可能であり、災害安全性を第一に考えるなら、住宅供給を前提とする現計画の見直しが必要である。」といったご意見を頂いております。ここで、この意見についての補足説明をいたします。只今、ご説明しました要旨にあります「区域の東側にはリニモに平行して推定活断層が存在して」いるということにつきましては、国土地理院の提供している「都市圏活断層図」からの情報であり、これによりますと、推定活断層の位置につきましては、現在、スクリーンでお示ししている位置でございます。

この意見に対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「推定活断層周辺の土地利用につきましては、専門家の意見を踏まえ、事業を実施する段階で検討していきます。」という見解でございます。

「3-4 移転について」に関する意見書の要旨でございますが、「地域に住む住民に十分配慮したまちづくりを進めて欲しい。ここ数年で、新しい住宅が増えている。苦勞して建てた思い出のある住居であるため、立ち退きを迫るようなことは決して無いようにして欲しい。」、「区域内に居住しているが、現在の場所から移転したくない。」といった2件のご意見を頂いております。

これらの意見に対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「土地区画整理事業の中で適切に対応して参ります。」といった見解でございます。

最後に、「4 その他について」をご説明いたします。「4-1 リニモの利便性について」に関する意見書の要旨でございますが、「神門前地区と丸山・石場地区のアクセスを容易にするため、リニモのサブ改札を昇降階に設け、そこから両地区に直結する通路の設置について、愛知高速交通㈱と連携して検討して欲しい。また、藤が丘駅方面から公園西駅へのリニモ乗客数を増やすためにも、リニモでの移動をスムーズにするため、マナカカードの導入などの対策を検討して欲しい。」といったご意見を頂いております。

この意見に対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「リニモに関する御意見につきましては、愛知県の担当課及び愛知高速交通㈱にその旨を伝えます。なお、リニモ駅の昇降階に改札を設ける件につきましては、今後、関

係事業者と協議して参ります。」という見解でございます。

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解のご説明は以上でございます。

続きまして、本日ご欠席の村山委員からも事前にご意見をいただいておりますので、ご説明いたします。いただいたご意見を、大きく分けて3つの項目に分けて、説明させていただきます。

まずは、1点目の「全般に関するご意見」についてご説明いたします。「第1号～第6号議案については、現時点でどのような開発計画が検討されているのかの説明がないままに、審議することは出来ない。公園西駅周辺環境配慮型まちづくり基本構想・基本計画策定委員会や地権者勉強会等で検討されている内容を説明した上で、審議すべきである。また、対象地区の土地利用ゾーニング案について、策定委員会で賛否両論が出ていることを説明して欲しい。特に、公園西駅の北西側に配置されている商業ゾーンには、自動車利用を前提とした広域的な大型商業施設の誘致が想定されており、長久手市内の道路交通渋滞問題の悪化及び二酸化炭素排出の増大につながることを懸念される。公園西駅周辺地区の開発が、長久手市及び名古屋都市計画区域に及ぼす広域的影響について、都市計画審議会では意見交換した上で、判断していただきたい。さらに、公園西駅周辺の開発計画は、地権者の意向や環境配慮型まちづくりの視点に基づき、地区スケールから検討されているが、長久手市及び名古屋都市計画区域に及ぼす広域的影響は小さくない。都市計画審議会では、このことを十分に踏まえ、当該地区の開発に対して意見を出しつつ、慎重に審議していただきたい」というものです。

このご意見に対する長久手市の考え方としましては、「環境配慮型まちづくり基本構想・基本計画策定委員会では、公園西駅周辺地区における環境配慮、特に低炭素分野での先導的な取り組みについて、委員の皆様からのご助言をいただきながら計画の策定を行っています。地権者勉強会では、土地区画整理事業の事業計画案と商業街区の土地利用などに関する検討を行っています。これらの検討の過程では、商業街区の配置による自動車交通量の増加や既存集落の生活環境への影響などについて懸念する意見があります。一方、既成市街地から離れた本地区の地理的な条件を踏まえると、土地区画整理事業の実施に当たり、地権者の土地活用の実現、減歩率の低減、事業の採算性の確保などの観点からは、商業街区の配置が必要となっています。これらの事業実施上の課題につきましては、広域的な影響を含め、引き続き、区画整理事業者を始め関係者が連携して、環境への負荷などをできる限り少なくする対策を検討してまいります」というものです。

次に、「都市計画マスタープランにおける土地利用計画についてのご意見」についてご説明いたします。「議案書 28 ページに記載されている長久手市都市計画マスタープランに関する記述には誤りがあると思われる。長久手市計画マスタープランでは、公園西駅周辺地区を住宅誘導ゾーンとして位置づけ、生活利便機能の立地を進め、生活交流拠点の形成を図るとしている。決して、商業施設の誘致や周辺施設と連携したにぎわいを形成する地区として位置づけられているのではなく、あくまでも住民の暮らしを支え、リニモ利用者向けの生活利便施設等を中心とする土地利用を誘導するとしている。本地区における自動車利用を前提とした商業施設の誘致は、道路交通渋滞問題を悪化させ、環境に負荷を与えるという理由で、こうした位置づけになっていると認識している。なお、このことについては、策定委員会でも、明快な結論に至っていない点であり、縦覧時に提出された意見書にも商業施設誘致に反対する内容が含まれているため、慎重な審議が必要である。都市計画審議会としては、公園西駅周辺地区の開発が、都市計画マスタープランと整合した内容となるよう主張すべきである。」というものです。

このご意見に対する長久手市の考え方としましては、「公園西駅周辺地区は、都市計画マスタープランの都市構造の将来ビジョンにおいて、生活交流拠点、新市街地住宅誘導ゾーンとして位置づけられ、生活利便施設の立地を進め生活交流拠点の形成を図ることとしています。一方、都市計画マスタープランの中の地域別構想のまちづくり方針において、民間活力を活用した商業施設の誘致や周辺の観光レクリエーション資源と連携したにぎわい機能の導入、地域住民の利便性向上に資する交通結節機能の強化など、本地域の拠点となる地区を形成することとし、市街化編入を前提に地区計画制度等の活用により計画的な市街地整備を検討する。としております。土地区画整理事業の実施に当たっては、事業の円滑な運営に配慮しながら都市計画マスタープランの趣旨に沿った事業となるよう検討してまいりたい。」というものです。

最後に、「道路のご意見」について、ご説明いたします。「第 2 号議案の公園西駅南通り線は、公園西駅周辺地区の開発計画の詳細が定まらなないと審議できないと思われる。駅前広場と幹線道路を接続する必要性は理解できるが、その線形や幅員、断面構成については、現時点では判断できない。」というものです。

このご意見に対する長久手市の考え方としましては、「公園西駅南通り線につきましては、区画整理事業区域内で新たに発生する交通を円滑に処理し、公園西駅へのアクセス性の向上を図るために計画しております。道路の線形や幅員、断面構成については、道路の一般的な構造基準を定める「道路構造令」に

基づき、予想される交通量や視距、現場の地形や既存の交差点位置などを勘案して、それぞれの基準に適合した計画となっております。」というものです。

説明は以上でございます。ご審議をお願いします。

瀬口哲夫議長

それでは、第 1 号議案から第 6 号議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

浅井たつお委員

村山顕人委員の意見でもありましたが、まちづくり協議会において、地域住民の要望などに対して合意に至っていない状況の中で、まず、商業施設を誘致したいという当局の意図が伺えます。当初計画の約 3 倍の事業費になった名古屋市の例が新聞に掲載されていました。計画上、市が事業者となっているなら、慎重に事業を進める必要があると考えますが。なぜ、急いで事業を進めなければいけないのでしょうか。商業事業者が待ってくれないのでしょうか、そもそも特定の商業事業者が決まっているのでしょうか。

説明員（高嶋区画整理課長）

まちづくり協議会では、合意形成が図れていないとありましたが、交通渋滞の問題などの意見があり、今、解決できる部分と、事業が始まらないと解決できない部分があります。市が施行する区画整理事業を進めるためにも採算性が重要になってきます。平成 24 年 11 月に公募する企業から、交通問題など、色々な対応方法を提案してもらう予定です。

浅井たつお委員

仮同意で 85%になると、県が市街化編入を認めることになっていると思いますが、指定されると脅迫観念のような形で、急がなければいけなくなる。長湫南部は上手くいっているが、長久手中央地区が形になっていないのに、なぜ公園西駅周辺地区をやるのか。

説明員（高嶋区画整理課長）

公園西駅は、平成 22 年 8 月に第 1 回目の地権者説明会を行って、平成 23 年 3 月の第 2 回説明会で事業対象エリア、事業手法の説明をしてきました。それ以降地権者に対しての勉強会を開き、平成 23 年 10 月に区画整理事業の調査、計画の同意確認をしています。同意率 89.2%の結果を踏まえ、都市計画の手続き

を進めています。今後は事業計画案を作成し、本同意をいただく予定です。

長久手中央地区については、シンボルコアに対応した事業として、土地区画整理組合が仮換地指定をして、事業を進めている段階です。リニモ沿線地区については、リニモを基軸としたまちづくりで、公園西駅周辺についても飛び市街地ではあるが、市の施策として区画整理事業によるまちづくりを進めています。環境配慮型のまちづくりという付加価値を付けた長久手市のリーディングプロジェクトとして進めています。

事務局（川本都市計画課長）

総合計画において、計画人口 6 万 3 千人を想定しており、長久手市が成長都市として優れた環境を活かし、市全体を活性化させ、魅力あるまちづくりをすることが必要と考えています。無秩序な開発を抑制し、流入人口の受け皿として、アクセス道路、駅前広場などの都市施設の設置が必要であり、交通利便性を活かしたまちづくりが有効であると考えています。

瀬口哲夫議長

この区域は、市街化調整区域であるため、無秩序な開発を抑制する上でも、区画整理事業によるまちづくりを行うという内容です。リニモを基軸としたまちづくりは、都市計画マスタープランに方針が記載されているようです。商業地について、再開発事業などでは保留地が売れることも重要であり、参加組合制度など企業が中に入ることによって事業の採算性を担保するという事例がありますが、同様の考えでしょうか。

説明員（高嶋区画整理課長）

市施行で区画整理事業を行うには、保留地処分が目途などが事業成功のカギとなります。区画整理事業認可前ではあるが、長久手中央地区と同様に商業事業者を、協力事業者として事前に確保していく必要があります。なお、生活関連の商業施設を中に入れるか、否かを含めた募集を考えています。

正木祥豊委員

リニモはまちのシンボルであります。開発と自然環境は相反するものではありませんが、地権者が同意しているなら、リニモの活性化のためにも施行すべきだと思います。心配は交通渋滞。案で出ていた都市計画道路は、グリーンロードに接続することとなっている。

この案については効果があるか心配です。それならば、グリーンロード自体が大変混雑しているからです。公明党が言っているニューディール政策などで、名古屋 I C までトンネルを掘るなど、大きなビジョンを持つべき。県会議員の石井議員などにも相談しているが、政治の力も必要です。事業自体は大半が賛成しているものと思われるので、進めていくべきと考えます。

説明員（高嶋区画整理課長）

交通渋滞の問題は、商業施設への出入りを含めて、企業から提案をもらうが、市も中に入って道路管理者や県警等と協議していきます。あわせて、リニモの利用促進も商業事業者に提案してもらい、交通渋滞が無いように進めていく予定です。

瀬口哲夫議長

議案の都市計画道路だけではなく、その周辺道路の交通渋滞に関して、事業者が決定した後でも、右折帯を設けるなどの対策は追加できるのでしょうか。

説明員（高嶋区画整理課長）

追加対応はできます。

瀬口哲夫議長

追加対応できるとのこと。また、大きいビジョンについては政治力の活用ということで、この場では判断できないと思います。

正木祥豊委員

政治力で何とかしないとイケない。

川合保生委員

西側地区は商業施設ということでしたが、東側地区の計画戸数を教えて下さい。

説明員（高嶋区画整理課長）

全体計画で、人口約 1,200 人、480 戸を考えています。まだ、案の段階です。

瀬口哲夫議長

区画整理事業の中身については、今後の区画整理事業の審議会等で協議されると思います。今回は暫定用途で、乱開発を抑制するための用途、区域、道路、区画整理事業の範囲についてのみ審議しています。事業の内容についての様々な意見は、都市計画決定権者に伝えるということで、沢山の意見を募りたい。

水津功委員

村山顕人委員は、長久手市都市計画マスタープランに関する記述に誤りがあるという指摘でしたが、事務局の説明ではマスタープランに合致しているとのことでした。環境配慮型まちづくり委員等も務めている村山顕人委員の意見は間違っているのでしょうか。

事務局（川本都市計画課長）

全体構想では、ご指摘のとおり住宅誘導ゾーンの位置付けだが、地域別の方針の中では議案書のとおり民間活力を利用した商業施設の誘致と記載されています。

水津功委員

都市計画マスタープランに両方の記述があるということ自体に違和感があります。どういうことでしょうか。

事務局（川本都市計画課長）

長久手市の土地利用計画に基づいた考え方で、東側は住宅誘導ゾーンで西側は生活交流拠点という位置付けとなっています。総論は村山顕人委員の言うとおりで、各論では生活交流拠点の位置付けとなっています。

水津功委員

長久手市は半分が市街化、半分が田園という特徴を持っている。こういう開発があると、失う物がある。これから生まれる物は、価値のある良い物であるべきであり、そのためのビジョンを持つ必要がある。

事務局（川本都市計画課長）

都市計画は基本の構想があって、それに従いエリアを定め、事業によって内容を決定していくという手続きが一般的です。今回は、たまたま、事業計画が

並行して行われているので、色々な意見がありますが、具体的な計画が決定していなくても、都市計画の手続きとしては進んでいけると考えています。

水津功委員

都市計画の手続きとしては理解しましたが、魅力あるものを作っていくための具体的なビジョンを持って進めるべきだと思う。

瀬口哲夫議長

長久手市は、結果的に名古屋市に近い方から開発して来ているが、今回はリニモの沿線という基軸があるので、駅を中心に市街化をしていくということの中で、水津委員から、価値のある、新しいまちづくりを行うべきだという意見が出ました。

浅井たつお委員

リニモ増客を区画整理の目的の一つとして挙げながらも、商業施設では買物客はリニモで来ないという意見がある。日進市の駅前には高層マンションが多い。リニモ乗客増の方法を考えなければならない中で、大規模商業施設を誘致するという事に矛盾を感じます。

説明員（高嶋区画整理課長）

今のところの案として、西側については商業ゾーン、東側については住宅ゾーンを考えている。東側については、駅前には中高層住宅ゾーン、その奥は低層住宅ゾーンを考えています。また、都市計画道路沿いも中高層住宅ゾーンとして、低層だけじゃない土地利用を考えています。商業ゾーンについては、まだ事業者が決定していないが、リニモの乗客増に関する提案も含めて募集します。

浅井たつお委員

リニモの乗客増に対応する土地利用のシミュレーションができていないのはおかしい。

瀬口哲夫議長

それは事業者が決定することで、この場では決定できません。

浅井たつお委員

市長の考えは、ふるさとの風景を取戻すということだが、まちづくりの目的も不明確なのに区画整理の区域に入れるのはおかしい。

また、公費を投入して、市が直営で区画整理事業をするのはなぜですか。近隣の三ヶ峯民間開発は補助金なしで採算が採れると考えているのに、地権者の資産運用のために公費を充てるべきではない。

正木祥豊委員

今の浅井委員の意見が、都市計画審議会の議論になるかどうか。マッチしているかどうか。反対意見もあると思いますが、議長の判断に任せます。

瀬口哲夫議長

他の委員は、どうでしょうか。

水野竹芳委員

浅井たつお委員が言われることも一つの考え方ではあるが、正木祥豊委員が言われるとおり、都市計画審議会で審議する内容には馴染まないと思います。議会で審議する内容かもしれない。

ただ、この事業が、本当に市の負担なしで済むのか心配です。土地改良を行った際に 3 割 5 分の減歩をしているのに、さらに、今回の事業を進めるのに、さらに 4 割を減歩するという話もあるようです。土地改良前の状態と比べると、かなりの減歩となります。事業を民間で出来ないので、市が行うことになるが、既にリニモ支援で財政的な負担をしている中で、本当に財政的に耐えられるか心配です。

瀬口哲夫議長

今のご意見は、「地権者の減歩が何回も積み重なって、非常に高くなっている

水野竹芳委員

要するに、土地改良で既に減歩しているのに、さらに減歩するということは、難しいということです。市は、いろいろと考えて事業を進めようとしているとは思いますが、市の財政負担が物凄く大きくなるのは困ります。

正木祥豊委員

その話しも、別の場で審議することだと思います。

瀬口哲夫議長

それでは、財政の話しは、別の場で審議するという事で、よろしいでしょうか。財政負担の話しは、都市計画審議会では審議することは難しいかもしれません。他に何かご意見はありませんか。

浅井光日出委員

岩作地区も一部区域に入っているが、出来る限り地権者の負担を少なくしてほしい。4割6分ぐらいの減歩があると聞いています。

「市の行うことなので、大丈夫だ。」とは言い切れないが、一番心配なのは、市の担当者が年数毎に変わって、ちゃんと引き継がれないことです。引き継ぎをしっかりと行ってほしい。

近藤鋭雄委員

かなりの地権者が事業に同意しており、事業を進めていただきたいところではありますが、財政負担については、議会等で十分に議論してほしい。

あと、地元から「リニモ公園西駅を挟んだ東西のエリアを結ぶ道路を残してほしい。」という要望があるが、現計画ではそれは難しいということになっている。十分検討して、地元要望に配慮してほしい。また、周辺生活道路への配慮もお願いします。

瀬口哲夫委員

これで、皆様のご意見を一通りお聞きしました。

区画整理事業後、車両が進入しないようにループ道路を設計する等のことは、設計上は可能だと思うが、都市計画審議会としては審議する範囲外のことだと思います。ただ、範囲外ことだとしても、交通渋滞等の問題は、市政に影響することだと思います。ここで、皆さんにお聞きしたいのですが、いただいた指摘については、市長に報告してもらおうか、議事録を作成するだけでよしとするか、採決を取る前に、皆さんにお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

例えば、「事業採算性をよく考えていただく一方で、環境配慮型の開発にしてほしい。」とか、「大型商業施設の中身については、出来る限り交通渋滞が無いような業者を選定してほしい。」等の要望を、事務局にまとめてもらって、都市

計画審議会からの要望として、市長に報告してもらったらどうでしょうか。

正木祥豊委員

それでいいと思います。

水野竹芳委員

近藤鋭雄委員が言われたようなことが、要望として伝えられ、配慮いただけると良いと思います。

瀬口哲夫議長

「駅の利便性、区域内道路に通り抜け車両を入れさせない、広域な交通渋滞の問題、財政支出の問題」等の本日いただき様々な意見をまとめてもらって、市長に報告していただくということによろしいでしょうか。

瀬口哲夫議長

審議に入ってから 1 時間 30 分が経ちましたので、ここで採決を取らせていただいてよろしいでしょうか。

浅井たつお委員

待ってください。まだ重要な問題があります。それは、推定活断層の問題です。まず、推定活断層の中心から 30m 離せば良いという根拠が分からない。活断層がどこに存在するのか特定し、活断層がどの程度ずれているのか、東西南北のどの方向にずれているのか調査すべきです。具体的なデータが全く無い中で、枠だけ決めて、一番重要な中身を決めないのは、日本の会議の悪いところです。推定活断層を調査しないで、話しを進めるのは非常に危険です。

また、宅地を販売する際に、推定活断層が存在という不利益になることも説明しなければいけない。中高層の建築物を販売する際に、目の前に推定活断層があることを説明して、販売しなければいけない。当然、販売できないリスクが増えてきます。上之山団地が訴訟になっていることをご存じだと思いますが、このような場所で住宅開発することは、問題である。

都市計画審議会の委員の皆さんは、推定活断層のすぐ隣で宅地開発が行われることを真剣に考えて、イエスなのか、ノーなのか、はっきり自分の責任で発言すべきです。

瀬口哲夫議長

今の意見は、委員の皆さんに言っているのですか。

浅井たつお委員

「推定活断層の位置等を断定しないで、区域を決定するのは間違っている。」という意見です。

瀬口哲夫議長

それでは、意見に対する回答を事務局でお願いします。

説明員（高嶋区画整理課長）

推定活断層の話が出ましたので、説明させていただきます。国土地理院発行の地図の中に、公園西駅南側の農地に推定活断層の表示がされています。推定活断層とは、地形的な特徴によって、活断層の存在を推定しているものであるが、現時点では活断層と明確に特定できないものであります。また、今後も活動を繰り返すのか不明なものとされています。

現在、活断層や推定活断層上での都市開発を規制する法令は現在ありません。ただし、他市町の事例では、活断層部分を公園等のオープンスペースで活用している事例があります。なお、公園西駅では駅前広場や調整池を配置して、住宅地を配置しない方針で、現在事業計画を進めています。

あと、推定活断層の調査についてですが、その存在を確認するためには、部分的なボーリング調査ではなく、大きな溝掘り調査をする必要があります。まだ、区画整理事業が認可されていない段階で、そのようなことがまだ出来ません。区画整理事業認可後に、専門家の意見を聞きながら、調査の必要性や方法等について考えていきたい。

浅井たつお委員

行政にとって一番大事なのは、住民の安全を守ることである。住民が安全に暮らせるというのが、第一の目的です。推定活断層だから分からないといって、特定もしていないのに、土地区画整理事業の区域を決定してしまうのは、危険です。推定活断層を特定してから、このような話しをすべきである。

瀬口哲夫議長

事務局の説明では、公園西駅の近くに推定活断層はあるが、実際に活断層が

存在するかは分からないということです。

アメリカでは、カルフォルニアの地震が起こった時に、活断層の上は緑地にしていくことになりました。日本では、神奈川県で同じようなことが問題となった際、都市計画上は何も実現しなかったようです。浅井たつお委員は、そこが日本の問題だと、ご指摘しているかと思います。これは国会で、ぜひ取り上げていただきたい。

建築上、病院等の公共施設を活断層上には作らないという方針があったと思いますが、どうでしょうか。

説明員（高嶋区画整理課長）

最近、徳島県が震災対策条例案の中で、活断層から 10m の部分に、人が多く集まる学校や医療施設、危険物を保管する施設等を建築できないように規制する動きがあるようだが、全国的にはまだ広がっていない。現在、活断層の真上で土地利用を規制するという法律はございません。

まだ、条例化はされていないが、徳島県のそのような情報は聞いています。

瀬口哲夫議長

そういう段階なので、今回の場合は一応、宅地利用を避けていることと、区画整理事業が認可された段階で、専門家の意見を聞いて、対応したいということです。

川合保生委員

いろいろな意見が出ましたが、区画整理組合がまだ設立していない中で、まずは市街化区域に編入することについて、都市計画審議会で審議しなければならない。

要望は、要望として出しておけば良いと思うが、区画整理組合が設立し、設計図面が出来てから、我々は意見を述べれば良いと思います。まずは、市街化区域に入れるか、入れないかの採決を取っていただかなければいけないと思います。

瀬口哲夫議長

このような意見がでましたが、採決を取らせていただいてよろしいでしょうか。要望については、推定活断層の件も含めて、市長に報告してもらい、今後の事業の中に配慮してもらおうということでよろしいでしょうか。

それでは、第 1 号議案から第 6 号議案までにおいて、一括して採決を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

浅井たつお委員

様々な問題点を挙げさせていただきました。また、村山顕人委員からのご意見や、過去最多の 8 件 7 名の意見書が提出されていることから、強行して区域を指定するということには、疑問を感じます。委員の良心として、期が熟すまで認めるべきでないと思います。よって、反対とさせていただきます。

瀬口哲夫議長

ありがとうございました。それでは、浅井たつお委員が反対であるということとを議事録に残していただいて、この第 1 号議案から第 6 号議案までは、出席委員 8 名中 7 名の方が賛成されましたので、原案のとおり承認するということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

（２）第 7 号議案について

瀬口哲夫議長

続きまして、第 7 号議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局（川本都市計画課長）

続きまして、第 7 号議案について、ご説明いたします。第 7 号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」は、長久手市が決定する都市計画でございます。議案書は、37 ページから 52 ページでございます。それでは、ご説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。

まず、生産緑地の制度について、説明させていただきます。長久手町から長久手市になったことにより、市街化区域の中にある農地は、「宅地化する農地」と「保全する農地」に区分されることとなります。このうち「保全する農地」が、生産緑地地区となります。生産緑地地区とは、市街化区域の中にある農地について、災害の防止や良好な生活環境の確保に役立つものを計画的に保全し、良好な都市環境を形成するための「都市計画の種類」の一つです。なお、この生産緑地地区は、生産緑地法に基づき、都市計画法上の手続きを経て指定するものです。

次に、指定の要件について説明させていただきます。市街化区域内の農地が、全て生産緑地に指定できる訳ではありません。次の①～③の要件全てを満たす一団の農地等について、土地所有者の申出をもとに、行政が都市計画の手続きを経て指定することになります。まず、1点目として、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。将来、公園や緑地などに活用することができる土地を指します。ただし、公共施設の予定地として決定するものではありません。2点目として、500 m²以上の規模の区域であること。この場合、道路等で分断されていても、一団の農地とみなすことがあります。また、隣接する他の人の農地と併せて500 m²以上としても構いません。3点目として、農業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。営農の継続に必要な水路があるなど、農業等の継続が可能と認められることが必要です。原則として、幅員4m以上の公道に接していることが必要です。

これらの内容について、市街化区域内に現況農地を所有されている方に案内し、平成23年7月から8月にかけて説明会を実施したところ、スクリーンの図面のとおり、16団地、合計で約1.2haの申し出が提出されました。内容を確認したところ、指定の要件を全て満たしていたため、生産緑地地区指定の手続きを進めることになりました。なお、これらの案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成24年8月10日から8月24日まで間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

瀬口哲夫議長

それでは、第7号議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

浅井たつお委員

市が買収する時の評価は、農地として買収するのか、宅地として買収するのか。

事務局（川本都市計画課長）

宅地評価で買収します。

浅井たつお委員

主たる農業従事者が死亡して、市も買取りができない場合、民間に売る時の

負担は何かありますか。

事務局（川本都市計画課長）

特にありません。

瀬口哲夫議長

生産緑地地区として指定して、農業の継続ができない場合、市への買取りを申請できるが、市も予定が無いと買取りができない。今後、そのような場合にどう対応するかを研究してほしい。

川合保生委員

生産緑地地区に指定されると、税金が安くなりますか。

事務局（川本都市計画課長）

固定資産税と都市計画税が安くなります。

川合保生委員

30年経つ前に農業従事者が死亡した場合、生産緑地地区を解除して売却しても良いのでしょうか。

事務局（川本都市計画課長）

生産緑地地区の指定は途中で解除できないが、農業従事者が死亡した場合はその時点で申し出してもらい、解除できる。その場合、ペナルティーはありません。

浅井たつお委員

生産緑地地区の土地を、農地として売却することは可能でしょうか。その場合、農地価格での売却になりますか。

説明員（高嶋区画整理課長）

生産緑地地区の土地は、農地のままでも売買することができますが、価格についてはお互いの合意によります。市が、緑地等の目的で買取る場合は宅地評価で買収するが、買取りを決定する前に農業委員会のあっせん等、農地として継続をすることが基本となり、安易に生産緑地地区の指定を解除できません。

浅井たつお委員

農地として、他の従事者が継続する場合、新たに 30 年営農が必要ですか。

事務局（川本都市計画課長）

残りの期間を継続することになります。

浅井たつお委員

市として、生産緑地地区を指定する構想はありますか。

事務局（川本都市計画課長）

構想はありません。

瀬口哲夫議長

それでは、他にご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。第 7 号議案につきまして、原案どおり可決してご異議ありませんか。

【異議なし】

ありがとうございました。異議ないものと認めます。第 7 号議案につきまして、原案のとおり可決いたしました。

（３）第 8 号議案から第 15 号議案までについて

瀬口哲夫議長

続きまして、第 8 号議案から第 15 議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局（川本都市計画課長）

第 8 号議案から第 15 号議案につきましては、関連する案件ですので一括してご説明いたします。第 10 号議案「名古屋都市計画都市高速鉄道の変更について」と第 11 号議案「名古屋都市計画公園の変更について」は、愛知県が決定する都市計画であり、それ以外については、長久手市が決定する都市計画でございます。なお、第 10 号議案と第 11 号議案につきましては、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき、決定権者である愛知県から長久手市に対して、意見を求められているものでございます。

議案書は、53 ページから 93 ページでございます。これら 8 つの案件は、平成 24 年 1 月 4 日に、長久手町が長久手市となったことなどにより、地名などを変

更するものです。これらの変更は、都市計画の手続きは、都市計画法第 21 条第 2 項の規定により、縦覧などが不要である軽易な変更手続きとなります。

お手元の参考資料の 7 ページ以降をご覧ください。先程、ご説明させていただきました議案第 2 号、4 号、6 号と同様に、議案書のうち変更箇所が分かるように新旧対象表としてまとめたものでございます。再度、ご説明させていただきますが、右側が旧の計画書を、左側が新の計画書を示しており、変更箇所は、変更前を青文字、変更後を赤文字で表示しております。7 ページをご覧ください。例えば、新旧対象表の一番上段の長久手町決定が、長久手市決定に変更されております。なお、この地名の変更と同時に、参考資料の 8 ページの第 9 号議案では、建築基準法が、都市計画決定した当時から改変されたことに伴い、条項のずれが発生したため、8 ページ中下段「建築物等の用途制限内（2）にある 5 号を 6 号に変更するものでございます。また、14、15 ページをご覧ください。こちらは、戸田谷再開発地区計画の様式が、都市計画決定された当時から変更されたことに伴い、地区計画の表を変更するものでございます。なお、地名以外については、特に内容が変更されているものではございません。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

瀬口哲夫議長

それでは、第 8 号議案から第 15 号議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

【質疑なし】

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。第 8 号議案から第 15 号議案につきまして、原案どおり可決してご異議ありませんか。

【異議なし】

ありがとうございました。異議ないものと認めます。第 1 号議案から第 6 号議案につきまして、原案のとおり可決いたしました。

事務局（大橋都市計画課長補佐）

ありがとうございました。本日の議案は、以上でございます。本日、審議していただいた議案につきましては、市長に答申させていただきます。

瀬口哲夫議長

以上で、本日の審議事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

た。

4 閉会

事務局（大橋都市計画課長補佐）

以上で、平成 24 年度第 2 回長久手市都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。